

共同研究・受託研究の流れについて

研究内容の検討、工業技術センター担当者とのすり合わせ



工業技術センターに申請書を提出



計画の再検討

工業技術センターでの審査

- ・ 所内会議において、研究内容や波及効果、費用等について審査します。



契約の締結



研究開始



研究費の納入

- ・ 県が発行する納入通知書により、期限までお支払いいただきます。
- ・ 現在、銀行振込、コンビニ納付には対応しておりません。



(共同で発明を行い、特許等を取得する場合)

- ・ 共同で発明を行った場合は、山形県との共同出願となります。
- ・ 持分は、基本的に貢献度に応じて決定します。
- ・ 手続の際は、県のルールに従った審査が必要となります。
- ・ 山形県（工業技術センター）は特許等を自ら実施しないため、基本的に特許等の出願・維持に係る費用は企業に負担していただきます。



研究終了、報告書の作成

